

西宮市西部工場解体工事
入札説明書

令和5年1月

西 宮 市

目 次

1	入札説明書の定義	1
2	本工事の概要	1
	（1） 解体工事の概要	1
	（2） 施設の所在地	1
	（3） 施設の概要	1
	（4） 施設の稼働状況	1
	（5） 発注方式	3
	（6） 工事の範囲	3
	（7） 契約期間	3
3	事業者の募集及び落札者選定に関する事項	4
	（1） 募集及び選定方法	4
	（2） 募集及び選定のスケジュール	4
	（3） 募集手続き等	5
	（4） 入札参加者の備えるべき参加資格要件	11
	（5） 落札者等の選定	14
	（6） 提示条件	16
4	その他の本工事の実施に必要な事項	17
	（1） 情報の公表	17
	（2） 担当部局	17

【別添資料】

- 別添資料 1 発注仕様書（要求水準書）
- 別添資料 2 落札者決定基準
- 別添資料 3 提案様式集
- 別添資料 4 請負契約書（案）
- 別添資料 5 基本設計図書等 [入札公告後に貸与する]

1 入札説明書の定義

この入札説明書は、西宮市西部工場解体工事（以下「本工事」という）を実施するにあたり、入札に参加する者（以下「入札参加者」という）を対象に配付するものであり、入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という）が、入札条件を遵守し入札手続きを行うために定めるものである。

なお、入札説明書とあわせて公表する別添資料1「発注仕様書（要求水準書）」、別添資料2「落札者決定基準」、別添資料3「提案様式集」、別添資料4「請負契約書（案）」及び別添資料5「基本設計図書等」は、本書と一体のもの（以下「入札説明書等」という）である。

また、別添資料5「基本設計図書等」は入札参加希望者にのみ貸与を行うこととし、貸与資料のリストについては、別添資料1「発注仕様書（要求水準書）」を参照すること。

2 本工事の概要

（1）解体工事の概要

西宮市西部工場は、大正元年（1912年）にじんかい焼却場として建設され、その後増設や改修を経て、新たに昭和58年より稼働したごみ焼却施設である。その後、平成24年7月以降休止している。今回、これらの焼却施設の解体・撤去工事を行うものである。

（2）施設の所在地

住 所：兵庫県西宮市浜松原町3番1号他（都市計画区域内、市街化区域、工業地域）

位置図：図1に示すとおりである。

（3）施設の概要

- ・施設名称：西部工場
- ・敷地面積：約5,517 m²
- ・施設規模：240t/24h(120t/24h×2炉)
- ・処理方式：連続焼却式ストーカ炉 120t/24h×2基
- ・施設構造：鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建
- ・煙 突：鉄筋コンクリート製 約55m

（4）施設の稼働状況

- ・供用開始：昭和58年
- ・施設停止：平成24年

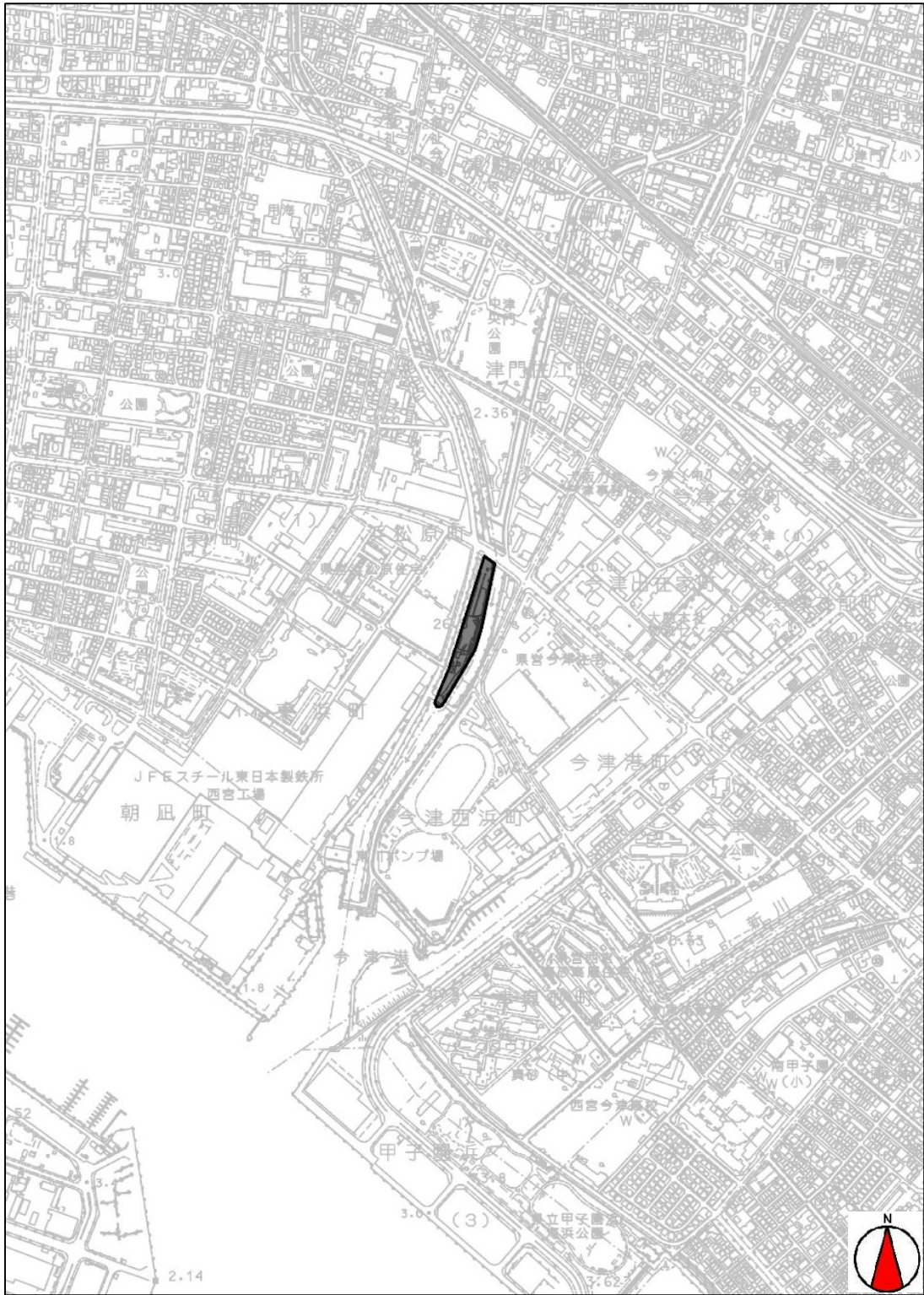


図 1 施設位置図

(5) 発注方式

本工事の発注方式は、西宮市（以下「本市」という）が計画した西宮市西部工場解体事業に対して、事業者が解体実施設計、解体撤去工事を一括して行う「設計・施工一括発注方式（性能発注方式）」とする。

(6) 工事の範囲

工事範囲は、一部を除き、施設内全ての建築物・工作物等（現況 GL 以深を除く）の解体、設備の解体（除染工事含む）、及び埋戻し工事（各ピット・地下室等）を行うものとし、主要工事範囲は以下のとおりとする。

1) 設備解体撤去工事

- ア 焼却施設（工場棟内）
- イ その他施設（工場棟外）

2) 構造物解体撤去工事（現況 GL 以深を除く）

- ア 建築物
- イ 工作物等

3) 埋戻し工事（各ピット・地下室等）

4) 工事対象外（工事範囲に含まれないもの）

- ア 土壌汚染対策工事
- イ 敷地南側橋梁の解体撤去工事・敷地周辺防潮堤の解体撤去工事
- ウ 現況 GL 以深の杭及び地下構造物（設備・内装等は除く）
- エ 発注仕様書（要求水準書）・基本設計図書等に表記されていない施設の撤去工事

(7) 契約期間

本工事の契約期間は、契約締結日（令和5年7月上旬）の翌日から令和7年3月31日までとする。

3 事業者の募集及び落札者選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

募集及び選定にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、本工事に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)を採用する。

(2) 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね表1のとおりとする。

表1 募集及び選定のスケジュール

日 程		内 容
令和5年	1月6日(金)	入札公告、入札説明書等の公表
	1月6日(金)～1月26日(木)まで	現地調査の受付
	1月6日(金)～1月26日(木)まで	資料の貸与申込の受付
	貸与申込から7日以内	資料の貸与
	1月23日(月)～1月26日(木)まで	入札説明書等(第1回)に関する質問・意見の受付
	2月6日(月)頃	入札説明書等(第1回)に関する質問・意見への回答の公表
	2月10日(金)頃	現地調査
	2月20日(月)～2月24日(金)まで	入札参加表明等の受付(第一次審査)
	3月6日(月)頃	入札参加資格審査結果の通知
	3月1日(水)～3月3日(金)まで	入札説明書等(第2回)に関する質問・意見の受付
	3月13日(月)頃	入札説明書等(第2回)に関する質問・意見への回答の公表
	3月15日(水)～3月22日(水)まで	技術提案書の受付(第二次審査)
	3月15日(水)～3月22日(水)まで	入札書の受付
	4月7日(金)頃	提案者ヒヤリング*、技術評価点の算定
	4月12日(水)	開札、総合評価
	4月28日(金)頃	第二次審査(技術提案)結果の通知、審査講評の公表
	5月12日(金)頃	仮契約締結
7月上旬頃	市議会議決後、本契約締結	

*提案者ヒヤリングは、必要に応じて行うこととする。

(3) 募集手続き等

1) 資料の貸与及び現地調査

本市は、本工事に関する別添資料5「基本設計図書等」について、入札参加希望者に対して貸与を行うとともに、現地調査を許可する。なお、資料の貸与及び現地調査を希望できる者は、入札公告時点において入札説明書「3-(4)-2-イ」の②から⑥の要件すべてを満たしている入札参加希望者に限る。

- 提出方法：別添資料3「提案様式集」の「資料貸与申請書(様式1-1)」、「現地調査申請書(様式1-2)」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書(様式1-3)」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「(企業名) 資料貸与等」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
- 提出先：西宮市環境局環境施設部施設整備課
電子メール：shiseken@nishi.or.jp
- 提出期間：令和5年1月6日(金)～1月26日(木)
(1月26日(木)午後5時必着のこと)
- 資料貸与方法：貸与申込から7日以内を目途に、電子メールにて貸与する。本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡をすること。
- 現地調査：現地調査は、令和5年2月10日(金)頃に行うが、時間は2時間程度とし、日時は別途、本市が指定する。また、調査中は担当者の指示に従い、質問は一切受け付けない。メジャー、レーザー距離測定器等施設に影響を与えない機器の利用及び写真撮影は可能とする。

2) 入札説明書等(第1回)に関する質問・意見の受付

入札説明書等に記載された内容に関する質問・意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問・意見の提出は無効とする。

- 提出方法：別添資料3「提案様式集」の「入札説明書等に関する質問・意見書(様式1-4)」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「(企業名) 入札説明書等(第1回)に対する質問」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
- 提出先：西宮市環境局環境施設部施設整備課
電子メール：shiseken@nishi.or.jp
- 提出期間：令和5年1月23日(月)～1月26日(木)
(1月26日(木)午後5時必着のこと)

なお、本市の判断により、質問・意見の提出を行った者に対してヒヤリングを行うこともある。

3) 入札説明書等（第1回）に関する質問・意見への回答の公表

入札説明書等に関して提出された質問・意見に対する回答は、令和5年2月6日(月)を目途に質問提出者に電子メールにて個別に回答する。本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡をすること。

ただし、応募者に共通して関係すると判断したものについては、企業名を除き本市ホームページに公表する。

4) 入札参加表明書等の受付（第一次審査）及び入札参加資格審査結果の通知

入札参加希望者は、本事業に関する入札参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類を提出すること。

なお、提出書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に従うこと。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「第一次審査（入札参加資格審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「西宮市西部工場解体工事に係る第一次審査書類在中」と朱書きして郵送（配達証明付）すること。

○提出先：西宮市環境局環境施設部施設整備課
〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜3丁目8番

○提出期間：令和5年2月20日(月)～2月24日(金)
(2月24日(金)午後5時必着のこと)

入札参加資格審査の結果は、すべての入札参加希望者に、電子メール（入札参加資格確認書）により令和5年3月6日(月)を目途に通知する。本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡をすること。なお、入札参加資格審査を通過しなかった入札参加希望者は、その内容に不服のある場合、「西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領」に基づき説明を求めることができる。

5) 入札の辞退

入札参加資格確認書を受領し、入札の参加を認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、別添資料3「提案様式集」の「入札辞退書（様式2-12）」を次のとおり提出すること。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」の「入札辞退書（様式2-12）」に、必要事項を記入の上、提出すること。また封筒の表に「西宮市西部工場解体工事に係る入札辞退書在中」と朱書きして郵送（配達証明付）すること。

○提出先：西宮市環境局環境施設部施設整備課
〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜3丁目8番

6) 入札説明書等（第2回）に関する質問・意見の受付

入札説明書等に記載された内容に関する質問・意見を次の要領で受け付ける。これ以外による質問・意見の提出は無効とする。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」の「入札説明書等に関する質問・意見書（様式1-4）」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「(企業名) 入札説明書等（第2回）に対する質問」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○提出先：西宮市環境局環境施設部施設整備課
電子メール：shiseken@nishi.or.jp

○提出期間：令和5年3月1日(水)～3月3日(金)
(3月3日(金)午後5時必着のこと)

なお、本市の判断により、質問・意見の提出を行った者に対してヒヤリングを行うこともある。

7) 入札説明書等（第2回）に関する質問・意見への回答の公表

入札説明書等に関して提出された質問・意見に対する回答は、令和5年3月13日(月)を目途に質問提出者に電子メールにて個別に回答する。本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡をすること。

ただし、応募者に共通して関係すると判断したものについては、企業名を除き本市ホームページに公表する。

8) 技術提案書の受付（第二次審査）

入札参加資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した技術提案書の提出を求める。

なお、技術提案書の提出書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に従うこと。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「第二次審査（技術提案書）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「西宮市西部工場解体工事に係る第二次審査（技術提案書類）在中」と朱書きして郵送（配達証明付）すること。

○提出先：西宮市環境局環境施設部施設整備課
〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜3丁目8番

○提出期間：令和5年3月15日(水)～3月22日(水)
(3月22日(水)午後5時必着のこと)

9) 提案者ヒヤリング

技術提案書を提出した者に対して、提出された提案書の内容に関するヒヤリングを実施することがある。ヒヤリングに特別な理由なく応じられない場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

実施日は令和5年4月7日(金)頃とし、時間・場所については、別途本市が指定する。

10) 入札書の受付

技術提案書に基づいた入札書の提出を求める。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「第二次審査（入札）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また、表封筒の表に「西宮市西部工場解体工事に係る入札書在中」と朱書きして郵送（配達証明付）すること。

○提出先：西宮市環境局環境施設部施設整備課
〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜3丁目8番

○提出期間：令和5年3月15日(水)～3月22日(水)
(3月22日(水)午後5時必着のこと)

○入札価格：入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額（消費税及び地方消費税）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって入札価格とする。

11) 開札

入札書の開札は、入札代理人の立会いの上、次のとおり行う。立会いを行う者は、入札参加者1者について入札代理人1名とし、別添資料3「提案様式集」の「委任状（開札）（様式4-3）」及び入札代理人使用印鑑を持参すること。なお、入札代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の入札代理人を兼ねることはできない。

提出した入札書は、書換え、引換又は撤回することはできない。

ア 開札日時

令和5年4月12日(水)午後3時

イ 開札場所

西宮市役所入札室
〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎5階

ウ 開札時の留意事項

開札に当たっては、入札参加者の入札書であることの確認を行った後に開札を行い、開札執行者が入札書に記載された金額を読み上げるものとする。入札書に記載された金額と入札書比較価格を比較し、入札書に記載された金額が入札書比較価格を超過している場合は、その入札は無効として当該入札参加者は失格となり、その場で当該入札参加者に口頭で通知したうえで、後日正式に電子メールにて通知する。なお、開札後、開札場所では総合評価は行

わず、解散する。

また、開札を行った結果、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定に該当する場合は再度入札を行う。

エ 開札後の措置

開札後、既に決定されている技術評価点と入札価格による評価値の算出結果を踏まえ、落札者等を決定する。

なお、各々の技術評価点は、開札当日、開札場所において、各入札参加者に文書にて通知する。

オ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格がない者又は入札参加資格審査の結果、入札の参加を認められなかった者が行った入札
- ② 入札書が所定の日時後に到着した場合における入札
- ③ 同一入札について入札参加者又は入札代理人が 2 つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ④ 同一入札について入札参加者及び入札代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- ⑤ 入札参加表明書に記載された入札参加者以外の者が行った入札
- ⑥ 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- ⑦ 代表企業の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札
- ⑧ 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札
- ⑨ 誤字又は脱字により入札参加者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札
- ⑩ 本市が指定した入札書、入札内訳書が同封されていない入札及び入札書や内容に不備等がある入札
- ⑪ 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- ⑫ 件名、その他の記載事項（金額の訂正は除く）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- ⑬ その他入札の条件に違反した入札

1 2) 入札参加に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、技術提案書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

入札参加に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

入札保証金は免除する。

エ 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

オ 著作権

技術提案書に係る著作権は、入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

カ 資料の取扱い

本市に提出された資料は西宮市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。なお、契約に至らなかった入札参加者の提出書類については、本工事の落札者選定の目的以外には使用しないが、返却はしない。

キ 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

ク 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

ケ 入札延期、中止又は取消

入札の執行は、本市の都合で延期、中止又は取消することができる。この場合において、入札参加者が損失を受けても本市は補償の責を負わない。

(4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1) 入札参加者等の構成

ア 入札参加者の定義

- ① 単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という）により入札参加するものとする。単独企業又はJVの構成員の各々を構成企業という。
- ② 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者は協力企業という。

イ 代表企業の選定

- ① JVの代表者（単独企業の場合はその企業）を入札参加者の代表企業とし、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- ② 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、その他の構成企業の債務すべてについて責任を負うものとする。

ウ 複数応募の禁止

- ① 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

（※）資本関係のある者

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社の関係にある場合に該当する者をいう。

（※）人的関係のある者

「一方の会社の役員（社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員。以下、同じ）を有する者が、他方の会社の役員を有する者を現に兼ねている場合」「一方の会社の役員を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合」の何れかに該当する者をいう。

2) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行って

いる者でないこと。

- ⑤ 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 7 日条例第 35 号）第 2 条に定める暴力団員、暴力団員等ではないこと。
- ⑥ 本工事の入札参加表明書の提出日から契約の締結日までの間、西宮市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑦ 本工事に関する検討を行う次に示す者と資本関係がある者又は人的関係がある者でないこと。
 - A) 「西部工場解体工事仕様書作成等業務」を受託した株式会社ウエスコ、及び当該業務の関連業者である森・濱田松本法律事務所
 - B) 落札者選定の審査を行う「西宮市一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」の委員が属する企業

イ 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、入札参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

単独企業で応募する場合には②から⑥の要件を全て満たすこと。JV を組成する場合には次の①の要件を満たすこととし、代表者は②から⑥の要件をすべて満たし、その他の構成員は②から⑤の要件をすべて満たしていること。

- ① JV を組成する場合は、甲型 JV（以下「共同施工方式」という）とし、a) から c) の要件をすべて満たしていることとする。なお、代表者は、出資比率が最大の単独の構成員とする。
 - a) JV の構成員数は 2 者又は 3 者であること。
 - b) 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。
 - c) 代表者以外の構成員は、主たる営業所を西宮市内に有する者（以下「市内業者」という）であること。
- ② 構成企業は、令和 4 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という）の「一般土木建築工事」又は「建築工事」に登録されていること。
- ③ 構成企業は、建設業法に基づく「建築一式工事」の特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 構成企業は「建築一式工事」について、経営事項審査の結果の総合評定値が、市内業者にあつては 1,000 点以上、それ以外の者にあつては 1,500 点以上であること（入札参加表明書の提出日に有効期限内であること）。
- ⑤ 代表企業は、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者を、その他の構成企業は主任技術者を、工事着手届の提出後、専任で配置できること。配置する技術者は、次の要件を満たすこと。なお、実際に配置した技術者を変更する場合は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等に限り別途本市と協議すること。
 - a) 監理技術者は、建設業法による建築工事業にかかる監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有している者であること。
 - b) 主任技術者は、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士、一級建築士若しくは二級建築士の国家資格を有すること。

- c) 入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - d) 建設業法による経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者でないものであること。
- ⑥ 代表企業は、地方公共団体（一部事務組合、広域連合含む）が発注した施設規模120t/日以上的一般廃棄物焼却施設解体工事の施工の実績を有していること。当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に受注し、入札参加表明書の受付日において完工済のもので、元請負人（JVの場合は代表者に限る）として受注し、かつ一つの契約によりなされたものである実績に限る。なお、当該工事实績は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく解体工事に限る。また、施設規模とは工事請負時の公称能力で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3により届出された能力とする。

ウ 市内業者に対する契約に関する事項

受注者は、市内業者の共同企業体への出資額と市内業者が協力企業として契約した金額の合計額（以下「市内業者契約額」という）の請負代金額に対する割合（以下「市内契約率」という）を10%以上としなければならない。ただし、市内業者が協力企業として市内業者と契約した金額は含めない。詳細については、「別添資料4 請負契約書（案）」に定めるとおりとする。

エ 入札参加表明書の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、入札参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ① 入札参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。
- ② 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、本市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の損害賠償の責任を負わないものとする。

(5) 落札者等の選定

1) 落札者等の選定方法

落札者及び次点落札候補者*（以下「落札者等」という）の選定方法は、各入札参加者からの本工事の実施に係る対価（以下「入札価格」という）のほか、技術提案書の提案内容等について総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

*次点落札候補者：総合評価一般競争入札方式において、落札者となった入札参加者の次に総合評価結果が高かった者。

2) 選定委員会の設置

本市は、提案内容の審査に関して、公平性及び透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置している。なお、選定委員は以下のとおりである。

選定委員（※五十音順、敬称略）

委員名	所属・役職等
奥田 哲士	龍谷大学 先端理工学部 教授
築谷 尚嗣	ひょうご環境創造協会 環境技術専門員
畠田 健治	ミネルヴァ法律事務所 弁護士
宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 専任講師
和田 聡子	大阪学院大学 経済学部 教授

なお、落札者等決定までに委員と本工事に関し接触を持ち、又は持とうとした入札参加者は失格とする。

3) 審査の内容

ア 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を総合的に評価し、落札者等候補として選定する。

イ 審査事項

審査項目は、別添資料2「落札者決定基準」を参照すること。

ウ 落札者等の決定

本市は、選定委員会による落札者等候補の選定の答申を踏まえ、落札者等を決定する。

エ 審査結果及び評価公表

① 落札者等の公表

本市が落札者等を決定した場合は、落札者等に対して電子メールにて通知するとともに、「審査講評」、「落札者等」等をホームページにおいて公表する。落札者等は、本市から

の電子メールに返信を行い、受理連絡を行うこと。

② 落札の無効

西宮市契約規則第9条に定めるもののほか、入札参加表明書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。

③ 苦情の申立て

入札参加者は、審査結果について不服のある場合「西宮市入札及び契約の過程等に係る苦情処理要領」に基づき説明を求めることができる。

(6) 提示条件

1) 予定価格

1,355,200,000 円 (消費税及び地方消費税込み)

[入札書比較価格 1,232,000,000 円 (税抜き)]

本工事は、最低制限価格を設けない。また、低入札価格調査も実施しない。

2) 本市の支払に関する事項

落札者は、本工事の実施に係る一切の費用を、本市から支払いのあるまでの間、負担することとし、本市は本工事の実施に係る対価を落札者に対し、別添資料4「請負契約書(案)」に定めるところにより、支払うこととする。

3) 契約保証金

落札者は、請負契約締結と同時に、請負代金額の100分の10以上の額を保険金額とし、かつ請負代金額の100分の2以上の額の契約不適合保証特約を付した履行保証保険契約に係る保険証券を本市に寄託しなければならない。ただし、協議により、履行保証保険契約に代えて、別添資料4「請負契約書(案)」に示す保証とすることができる。

4) 保険

落札者は、リスク対応のために必要である場合は、提案により保険に加入することができる。

落札者は上記の保険契約を締結した時は、その保険証券の写しを遅滞なく本市に提出する。また落札者は、本市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

5) 落札者の権利義務に関する事項

本市の承諾がある場合を除き、落札者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

落札者が、本工事に関して本市に対して有する債権は、本市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

6) 請負契約の締結等

ア 予想されるリスクと責任分担

本市と落札者の基本的なリスク分担の考え方は、別添資料4「請負契約書(案)」を参照すること。

イ 契約手続きにおける交渉の有無

本市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

また、技術提案書の提出者に対してヒヤリングを実施した場合、ヒヤリング時の回答を技術提案書に反映させ、修正を求める場合がある。

別添資料4「請負契約書(案)」の解釈について疑義が生じた場合には、本市と落札者は誠意をもって協議するものとする。

ウ 請負契約の締結

本市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき請負契約に関する協議を行い、令和5年5月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、令和5年7月上旬頃を予定している。

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は入札参加資格要件を欠く事態が生じたことにより落札者との間で請負契約が締結できない場合には、本市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、次点落札候補者と仮契約を締結するものとする。

その場合、入札説明書等における「落札者」に対する各規定は全て「次点落札候補者」に読み替えて、各規定を適用する。

4 その他の本工事の実施に必要な事項

(1) 情報の公表

公表資料等については、基本的に本市ホームページにおいて行うものとする。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/keiyaku/nyusatsu/nyusatsujoho/nyuusatokouk-okutou/index.html>

(2) 担当部局

本事業の事務局は下記のとおりである。

〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜3丁目8番

西宮市環境局環境施設部施設整備課

TEL 0798(22)6601

電子メール：shiseken@nishi.or.jp